

四街道市水道事業及び下水道事業最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、四街道市水道事業及び下水道事業が発注する工事の請負に係る入札において、最低制限価格を設定する場合に関し、四街道市財務規則（昭和40年規則第1号）第102条第1項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(適用対象工事)

第2条 工事の請負（設計金額1億5千万円以上のものを除く。）に係る入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札を除く。）においては、最低制限価格を設定するものとする。

(最低制限価格の算出方法)

第3条 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次の各号に掲げる額（1円未満切り捨て）の合計額（ただし、その額が入札書比較価格（予定価格に110分の100を乗じて得た額）に100分の92を乗じて得た額を超える場合にあつては100分の92を乗じて得た額とし、合計額が入札書比較価格に100分の75を乗じて得た額に満たない場合にあつては100分の75を乗じて得た額とする。）に100分の110を乗じて得た額を基準として設定するものとする。

- (1) 直接工事費に100分の97を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費に100分の90を乗じて得た額
- (3) 現場管理費に100分の90を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等に100分の68を乗じて得た額

(入札者への周知)

第4条 経營業務課長は、次の各号に掲げる事項について入札者への周知を図るものとする。

- (1) 最低制限価格の設定があること。
- (2) 最低制限価格を下回った入札を行った者は、入札を無効とすること。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年1月1日から施行する。

(適用)

- 2 この要領は、施行の日以後に入札の公告をし、又は指名業者に通知する対象工事に適用する。